

# 中小企業の皆さまへ 雇用関係助成金のご案内

(平成29年度版)

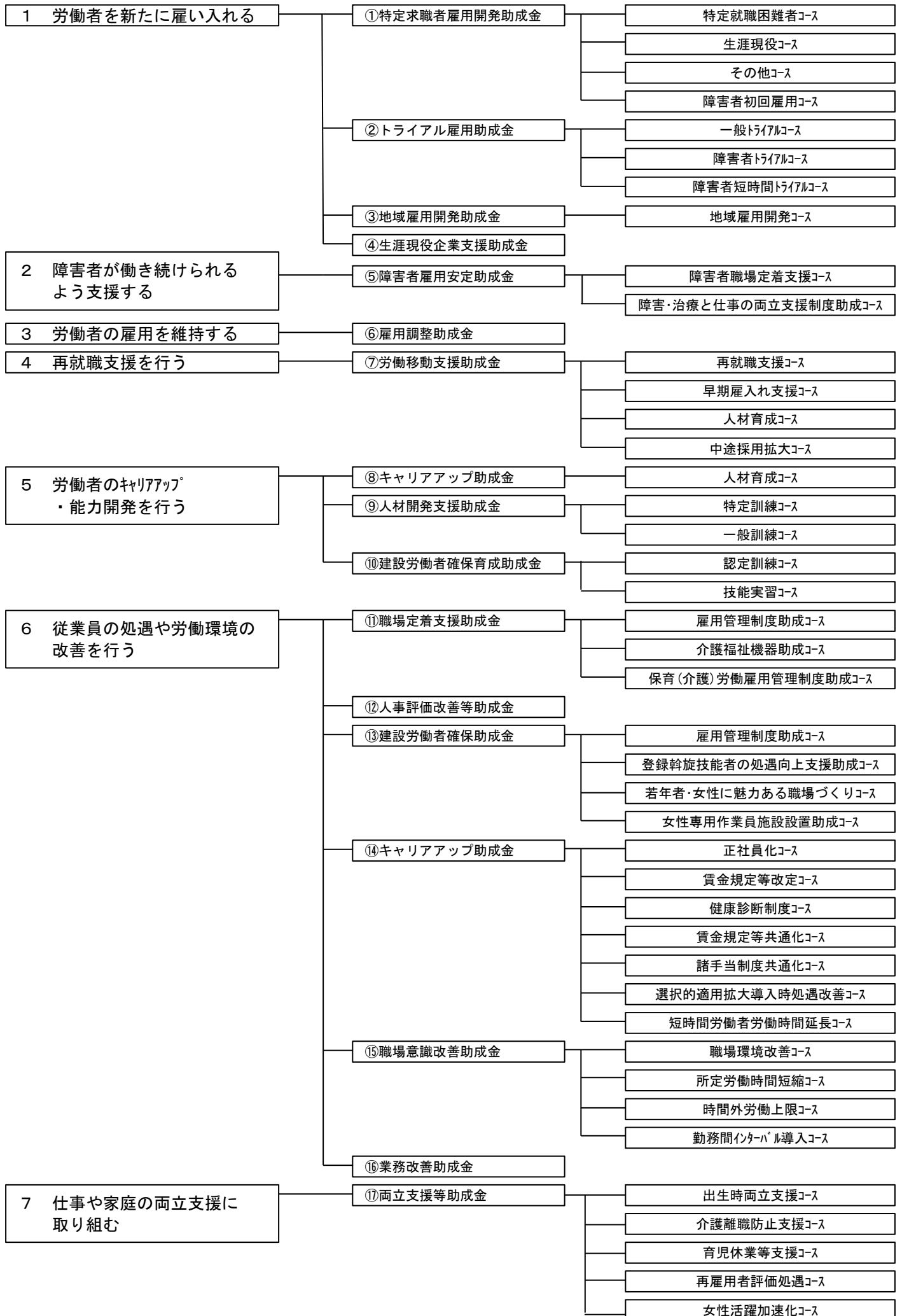
労働保険加入の中小企業事業主の皆様に役立つ  
各種助成金をご用意いたしております

- ① 労働者を新たに雇い入れる ..... 2ページ
- ② 障害者が働き続けられるよう支援する ..... 2ページ
- ③ 労働者の雇用を維持する ..... 2ページ
- ④ 再就職支援を行う ..... 3ページ
- ⑤ 労働者のキャリアアップ・能力開発を行う ..... 3ページ
- ⑥ 従業員の処遇や労働環境の改善を行う ..... 3・4ページ
- ⑦ 仕事と家庭の両立支援に取り組む ..... 5ページ



新潟労働局

# 助 成 金 一 覧



(※) ◆は生産性要件を付与する助成金です。  
生産性要件を満たす場合の助成額は<>で記載しています。

### 1. 労働者を新たに雇い入れる

No.	助成金名	概要	要件	助成内容	お問合せ先	
①	特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者コース	高年齢者や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成	【高年齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 1人あたり60万円(短時間労働者(※)は40万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 1人あたり120万円(短時間労働者(※)は80万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(短時間労働者(※)は80万円) (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7182	
			生涯現役コース	65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成		1人あたり70万円(短時間労働者は50万円)
			その他コース	被災者雇用開発コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、三年以内既卒者等採用定着コース、長期不安定雇用者雇用開発コース、生活保護受給者等雇用開発コース		
	障害者初回雇用コース	障害者雇用の経験のない中小企業において、障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成	対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円	職業安定部 職業対策課 —TEL— 025-288-3508		
②	雇ト用ラ助イ成ア金	一般トライアルコース	職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) 対象者が母子家庭の母等の場合 月額最大5万円(最長3か月間)	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7182	
			障害者トライアルコース	就職が困難な障害者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う場合に助成		1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) 精神障害者を初めて雇用する場合、月額最大8万円
			障害者短時間トライアルコース	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者等に、3か月から12か月の期間をかけた20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う場合に助成		1人あたり月額最大2万円(最長12か月間)
③	地域雇用開発助成金	地域雇用開発コース◆	同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った場合に助成	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて 48～760万円<60～960万円>を支給(最大3年間(3回)支給)  中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ また、創業の場合、さらに支給額の1/2相当額を上乗せ	職業安定部 職業対策課 —TEL— 025-288-3508	
④	生涯現役起業支援助成金	40歳以上の方が起業によって就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置に対して助成	【起業者が60歳以上の場合】 助成率 2/3 助成額の上限 200万円 【起業者が40歳～59歳の場合】 助成率 1/2 助成額の上限 150万円			

### 2. 障害者が働き続けられるよう支援する

No.	助成金名	概要	要件	助成内容	お問合せ先
⑤	障害者雇用安定助成金	障害者職場定着支援コース	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置(※1～6)を講じる事業主に対して助成 (※1)柔軟な時間管理・休暇取得 労働時間の調整や入・通院のための有給休暇付与等 (※2)短時間労働者の勤務時間延長 週の所定労働時間を延長する (※3)正規・無期転換 有期契約労働者を正規または無期雇用労働者に転換する等 (※4)職場支援員の配置 業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する (※5)職場復帰支援 職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる (※6)社内理解の促進 障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を雇用する労働者に受講させる	①柔軟な時間管理・休暇付与 1人あたり 8万円  ②短時間労働者の勤務時間延長(週の所定労働時間の延長) 【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 1人あたり27万円～54万円 【上記以外の障害者】 1人あたり20万円～40万円  ③正規・無期転換 【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 1人あたり60万円～120万円 【上記以外の障害者】 1人あたり45万円～90万円  ④職場支援員の配置 【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置】 1人あたり月額2～4万円 【職場支援員を委嘱契約により配属】 委嘱による支援1回あたり1万円  ⑤職場復帰支援 1人あたり月額6万円  ⑥社内理解の促進 講習に要した費用に応じて助成 1事業所あたり 3万円～12万円	職業安定部 職業対策課 —TEL— 025-288-3508
		障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース	障害のあるまたは回復・継続して治療が必要となる労働者の雇用維持のため、労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業主に対して助成	【制度整備助成】 10万円	

### 3. 労働者の雇用を維持する

No.	助成金名	概要	要件	助成内容	お問合せ先
⑥	雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成		【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算  【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7182

4. 再就職支援を行う

(※) ◆は生産性要件を付与する助成金です。

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先
⑦	再就職支援コース	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介業者に委託等して行う事業主に対して助成	【再就職支援】 委託費用の1/2 ~ 2/3 特例区分(※)に該当する場合、委託費用の2/3 ~ 4/5 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円) グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 【休暇付与支援】(再就職実現時のみ支給) 日額8千円 (上限180日分) 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7182
	早期雇入れ支援コース◆	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成	【通常助成】 1人あたり30万円(1年度1事業所あたり500人上限) 【優遇助成(※)】 1人あたり80万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に40万円) 【優遇助成のうち、採用後1年後に賃金アップをした場合】 1人あたり100万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に60万円) (※)成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合	
	人材育成コース◆	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を雇い入れ、訓練(※)を行った事業主に対して助成  (※)Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT	【通常助成】 OJT 訓練実施助成 1時間あたり800円 Off-JT 賃金助成 1時間あたり900円 訓練経費助成 実費相当額(上限30万円) 【優遇助成(※)(そのうち採用1年後に賃金アップした場合)】 OJT 訓練実施助成 1時間あたり900円(1,000円) Off-JT 賃金助成 1時間あたり1,000円(1,100円) 訓練経費助成 実費相当額(上限40万円(50万円)) (※)成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合	
	中途採用拡大コース◆	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の向上または②45歳以上を初めて雇用)し生産性を向上させた事業主に対して助成	【①の場合】 50万円 【②の場合】 60万円	

(※) ◆は生産性要件を付与する助成金です。  
生産性要件を満たす場合の助成額・率は<>で記載しています。

5. 労働者のキャリアアップ・能力開発を行う

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先
⑧	キャリアアップ助成金	人材育成コース◆ 有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	【Off-JT 賃金助成】 1時間あたり760円<960円> 【Off-JT 訓練経費助成】 実費助成(※) (※)訓練時間数に応じて1人あたり次の額を限度 【一般職業訓練 有期実習型訓練】 10万円~30万円 (有期実習訓練後に正規雇用等に転換された場合) 15万円~50万円 【OJT 訓練実施助成】 1時間あたり760円<960円>	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	人材開発支援助成金		【賃金助成】 1時間あたり 760円<960円> 【訓練経費助成】 実費相当額の45% (※)生産性要件を満たす場合はまたは特定分野認定実習併用職業訓練の場合は60% (※)生産性要件を満たし、かつ、特定分野認定実習併用職業訓練の場合75% 【OJT実施助成】 1時間あたり 665円<840円>	
⑨	特定訓練コース◆	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成	【賃金助成】 1時間あたり380円<480円> 【訓練経費助成】 実費相当額の30%<45%>	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	一般訓練コース◆	特定訓練コース以外の20時間以上の訓練に対して助成	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の 1/6 【賃金助成】 1人あたり日額4,750円<6,000円>	
⑩	認定訓練コース◆	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	【経費助成(建設事業主)】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4<9/10> (21人以上の中小建設事業主) 支給対象費用の3/5<3/4> 【賃金助成】 (20人以下の中小建設事業主) 7,600円<9,600円> (21人以上の中小建設事業主) 6,650円<8,400円>	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	技能実習コース◆	建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成		

(※) ◆は生産性要件を付与する助成金です。  
生産性要件を満たす場合の助成額・率は<>で記載しています。

6. 従業員の処遇や労働環境の改善を行う

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先
⑪	雇用管理制度助成コース◆	雇用管理制度の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【制度導入助成】 各10万円 ①評価・処遇制度 ②研修制度 ③健康づくり制度 ④メンター制度 ⑤短時間正社員制度(保育事業主のみ) 【目標達成助成】 57万円<72万円> (※)目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	介護福祉機器助成コース◆	介護労働者の身体的負担を軽減し従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【機器導入助成】 支給対象費用の25%(上限150万円) 【目標達成助成】 支給対象費用の20%<35%> (上限150万円) (※)目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給	
	保育(介護)労働者雇用管理制度助成コース◆	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む保育事業主に対して助成	【制度整備助成】 50万円 【目標達成助成】 第1回 57万円<72万円> 【目標達成助成】 第2回 85.5万円<108万円> (※)目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給	
⑫	人事評価改善等助成金◆	人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主に対して助成	【制度整備助成】 50万円 【目標達成助成】 <80万円> (※)目標達成助成は一定期間経過後、生産性要件、賃金アップ、離職率低下目標を達成した場合に支給	

No.	助成金名	概要	助成内容	お問合せ先
13	建設労働者確保育成助成金	雇用管理制度助成コース◆ 雇用管理助成及び目標達成助成を受け、本助成コースが定める若年者および女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主に対して助成	【入職率に係る目標達成助成】 第1回 57万円<72万円> 第2回 85.5万円<108万円>	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース◆	雇用する登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成	1人あたり年額9.5万円<12万円>(最大3年間)	
	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース◆	若年者および女性の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対して助成	【建設事業主】支給対象経費の3/5<3/4> 【建設事業主団体】 (中小建設事業主団体)支給対象経費の2/3	
	女性専用作業員施設設置助成コース◆	自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主に対して助成	支給対象経費の3/5<3/4>	
14	キャリアアップ助成金	正社員化コース◆ 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成	1人あたり28.5万円~57万円<36~72万円> (※)派遣労働者の正規雇用や母子家庭の母等の場合による加算あり (※)勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 1事業所あたり95,000円<12万円>加算	職業安定部 職業対策課 助成金センター —TEL— 025-278-7181
	賃金規定等改定コース◆	有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(※)し、昇給を図った事業主に対して助成 (※)賃金規定等を2%以上増額改定	【すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合】 人数に応じ 95,000円~285万円<12万円~360万円> 【一部の賃金規定等を増額改定した場合】 人数に応じ 47,500円~142.5万円<6万円~180万円>	
	健康診断制度コース◆	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した事業主に対して助成	1事業所あたり38万円<48万円>	
	賃金規定等共通化コース◆	有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所あたり57万円<72万円>	
	諸手当制度共通化コース◆	有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所あたり38万円<48万円>	
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース◆	500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際に、有期契約労働者等の賃金上げを実施した事業主に対して助成	賃金引上げ割合に応じて、1人あたり 19,000円~95,000円<24,000円~12万円>	
	短時間労働者労働時間延長コース◆	短時間労働者の過所定労働時間を延長し、社会保険を適用した事業主に対して助成	【過所定労働時間を5時間以上延長した場合】 1人あたり19万円<24万円> 【上記賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように過所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合】 1人あたり38,000円~15.2万円<48,000円~19.2万円>	
15	職場意識改善助成金	職場環境改善コース 労働時間等の設定の改善により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る事業主に対して、その実施に要した費用を助成	年休取得と所定外労働時間削減について 補助率 上限額 どちらも達成 3/4 100万円 どちらか一方を達成 5/8 83万円 どちらも未達成 1/2 67万円 (※)労働率の増進に資する設備・機器導入更新の場合 年休取得と所定外労働時間削減について 補助率 上限額 どちらも達成 3/4 100万円	雇用環境・均等室 —TEL— Tel.025-288-3527
	所定労働時間短縮コース	労働時間等の設定の改善により、特例措置対象事業場について、所定労働時間の短縮を図る事業主に対して、その実施に要した費用を助成	成果目標の達成 補助率 上限額 3/4 50万円	
	時間外労働上限設定コース	労働時間等の設定の改善により、労使協定で特別条項を締結している事業場について、時間外労働の短縮を図る事業主に対して、その実施に要した費用を助成	成果目標の達成 補助率 上限額 3/4 50万円	
	勤務間インターバル導入コース	労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止および長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ事業主に対して、その実施に要した費用を助成	【新規導入】 補助率 上限額 9時間以上11時間未満 3/4 40万円 11時間以上 3/4 50万円 【適用範囲拡大・時間延長】 補助率 上限額 9時間以上11時間未満 3/4 20万円 11時間以上 3/4 25万円	
16	業務改善助成金◆	事業主が、生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用を助成	【常時雇用労働者数が企業全体で30人以下】 補助率 上限額 計画の達成 3/4<4/5> (※)以下のとおり 【常時雇用労働者数が企業全体で31人以上】 補助率 上限額 計画の達成 7/10<3/4> (※)以下のとおり (※)上限額については5区分あり、事業場内最低賃金引き上げ額により選択 事業場内最低賃金 引上額 上限額 750円/時未満 30円以上 50万円 800円/時未満 40円以上 70万円 1,000円/時未満 60円以上 100万円 800円/時以上1,000円/時未満 90円以上 150万円 800円/時以上1,000円/時未満 120円以上 200万円 (※)新潟県最低賃金総合相談支援センターは、経営・労務管理の相談に関する新潟労働局の委託事業です。 平成29年度は、新潟県社会保険労務士会が受託しています。	雇用環境・均等室 —TEL— Tel.025-288-3527 または 新潟県最低賃金総合相談支援センター (※) —TEL— 0120-009-229

7. 仕事と家庭の両立支援に取り組む

(※) ◆は生産性要件を付与する助成金です。  
生産性要件を満たす場合の助成額は<>で記載しています。

No.	助成金名	概要	要件	助成内容	お問合せ先
⑩	事業所内保育施設コース◆	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成	(※)平成28年4月1日以降、運営費の事後認定を除き、新規計画の認定申請は受け付けていません。	設置費用の2/3 (上限2300万円) 運営費用の1~5年目 年間の1日平均保育乳幼児1人あたり年額45万円(上限1,800万円) 増築又は建替え費用の1/2 (上限:増築1,150万円、建替え2,300万円)	雇用環境・均等室 —TEL— 025-288-3528
	出生時両立支援コース◆	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作り	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作り	【最初の1人】 57万円<72万円> 【2人目以降】 14.25万円<18万円> (※)1企業1年度あたり1人まで	
	介護離職防止支援コース◆	仕事と介護の両立のための職場環境整備に関する取り組みを行うとともに、介護休業の取得・職場復帰や仕事と介護の両立のための勤務制度の円滑な利用のための取組を行った事業主に対して助成	仕事と介護の両立のための職場環境整備に関する取り組みを行うとともに、介護休業の取得・職場復帰や仕事と介護の両立のための勤務制度の円滑な利用のための取組を行った事業主に対して助成	【介護休業の取得・復帰】 57万円<72万円> 【介護のための勤務制度の利用】 28.5万円<36万円> (※)それぞれ、1企業あたり2回まで (無期雇用者1人、有期契約労働者1人)	
	育児休業等支援コース◆	育児休業復帰支援プランを作成し、プランに基づく取組により、労働者の育児休業取得、職場復帰させた中小企業事業主に対して助成	育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成	1企業あたり2人まで(無期雇用者1人、有期契約労働者1人) 1人につき育休取得時28.5万円<36万円> 職場復帰時28.5万円<36万円> 業務代替労働者への職場支援等の取組をした場合 19万円<24万円>加算 1人あたり47.5万円<60万円>、1年度の上限10人 育児休業取得者が有期契約労働者の場合、労働者1人あたり9.5万円<12万円>加算	
	再雇用者評価処遇コース◆	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復帰できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復帰できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成	【再雇用者1人目】 継続雇用6か月後 19万円<24万円> 継続雇用1年後 19万円<24万円> 【再雇用者2~5人目】 継続雇用6か月後 14.25万円<18万円> 継続雇用1年後 14.25万円<18万円>	
	女性活躍加速化コース◆	行動計画に女性の活躍に関する取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組み、目標を達成した事業主に対して助成	行動計画に女性の活躍に関する取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組み、目標を達成した事業主に対して助成	1企業あたり各1回 ①取組目標達成時 28.5万円<36万円> ②数値目標達成時 28.5万円<36万円> ※女性管理職比率が一定の基準以上の場合は以下の額 ②数値目標達成時 47.5万円<60万円>	

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、申請が可能となった日から2か月以内とします。

中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ただし、以下の助成金については範囲が異なります。  
<職場定着支援助成金(中小企業団体コース)>

	資本の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業(※)	3億円以下	また は	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

(※)自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

<中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金、両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)>  
業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

生産性要件について

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。

- (1)助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること
- (2)「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※ なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

※◆は生産性要件(一部成長性要件)を付与する助成金です。  
生産性要件を満たす場合の助成額・率は<>で記載しています。

新潟労働局の所在地  
(職業安定部) (雇用環境・均等室)  
職業対策課：新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新新潟美咲合同庁舎3階 雇用環境・均等室：新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新新潟美咲合同庁舎3・4階  
助成金センター：新潟県新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1階